



# うちなー健康経営宣言

第 509 号  
令和 4 年 7 月 15 日 登録  
令和 年 月 日 更新

## 代表者メッセージ

### 生涯現役

## 取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 毎年、35才以上の社員に人間ドックを受診させる。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。